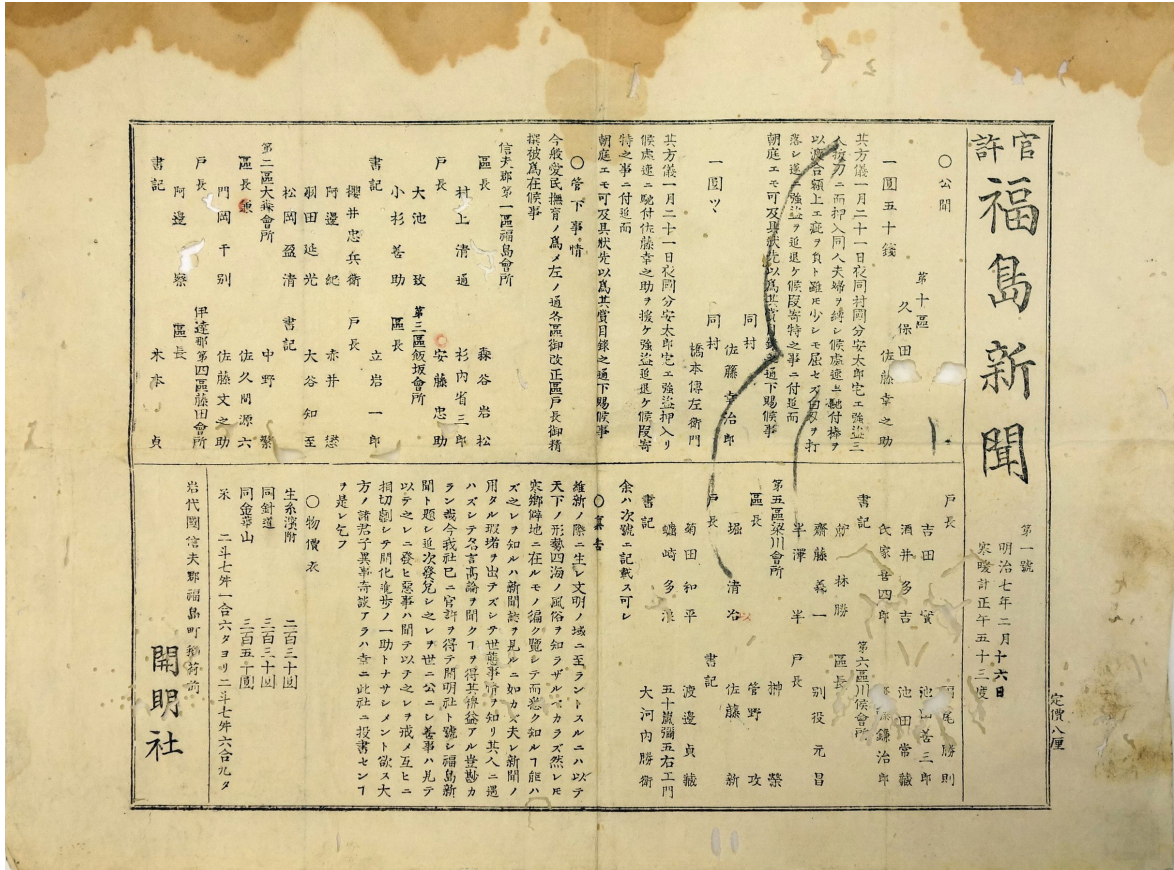


福島県史料情報

第69号 令和6年(2024)6月



官許福島新聞 第一號 (井筒平氏寄贈文書1)

福島県初の民間新聞

『官許福島新聞』は、福島県域で初めて民間人によって発行された新聞である。

幕末期に西洋のニュースペーパーに倣って誕生した新聞は、戊辰戦争の情報を探る人々に歓迎され、戦後も大都市などで数多く発行された。新政府は当初、民間新聞の取り締まりを行なうが、ほどなく方針を転換し、人々を啓蒙するメディアとして保護奨励していく。

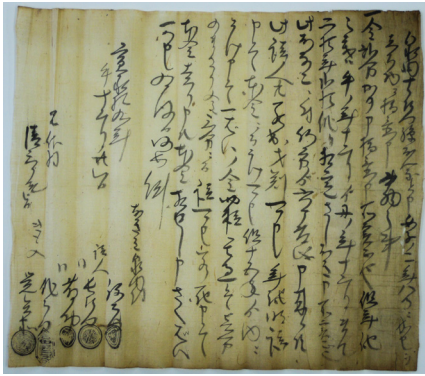
地方でも新聞の購読が奨励され、やがて県庁所在地を中心に地元紙が誕生するようになる。明治六年(一八七三)、当時は若松県・福島県・磐前県に分かれていた福島県域でも、それぞれ『若松新聞誌』・『福島新聞』・『磐前新聞』が発行されている。ただ、これらは県庁が主体となって刊行したもので、機関紙としての性格が強かった。

これに対して、翌七年二月十六日に福島町(現福島市)で創刊された『官許福島新聞』は、福島稲荷神社社司である丹治経雄が興した開明社により発行された点に最大の特徴がある。また、その編集方針が「善事ハ見テ以テ之レニ發ヒ、悪事ハ聞テ以テ之レヲ戒メ、互ヒニ相切制シテ開化進歩ノ一助トナサシメント欲ス(第一号稟告)」というように、文明開化という時代の風潮に即したものであったことにも注目をしたい。そのほかにも、気温や生糸の価格などが掲載されており、当時の人々がどのような情報が必要とされていたかが窺われて興味深い。

しかし残念なことに、『官許福島新聞』は一年余りで廃刊となる。今日から見れば、県庁の印刷機を使用するなど県の援助から脱しきれていない部分もあったが、同紙は本県ジャーナリズム史の出発点であり、現在につながる大きな一歩となった貴重な歴史資料である。

(山田 英明)

寛永の飢饉と 質物に置かれた女兒



泉田十郎左衛門孫おんち申物指置申女子指置申申
こ年八つ二成申候ヲしち物指置申
書物之事 (矢沢三男家文書 1150)

寛永十八年(一六四一)から同十九年にかけて、長雨・冷害・洪水による大凶作のため全国的な大飢饉となった。当時の会津藩主は加藤明成で、寛永十六年から十八年にかけて若松城大改修のため領内の百姓層にも夫役を賦課し、この時期の年貢率も極めて高かった。このような状況の中で寛永の飢饉が領内を襲い、逃散する百姓が続出して農村は著しく荒廃した。寛永十九年の年貢割付状は、飢饉の影響で例年より大幅に遅れ、十二月四日付で出された。

同年十二月二十八日、泉田村(南会津町和泉田)の弥右衛門は三人の請人(保証人)や泉田村肝煎寛兵衛が保証する形で石伏村(只見町石伏)肝煎清三郎に対して金二分の借

用証文を提出した。請人の長左衛門・藤助・作右衛門は、弥右衛門に關係する泉田村の百姓層であろう。金二分借用の質物として、泉田十郎左衛門孫で名前がおんなという今年八歳になる女子を預け置いたのは相違なく、年季は寛永十九年から丑の年(寛文元年(一六六一))の十二月までの二十年間とする。この女子に関して誰か口入してきたとしても、これらの請人たちが出頭して裁判をすると約束している。二十年の年季が明けたら、借りた元本の金二分で請け戻すことを条件とする。なお、年季に達しない十五年未満で請け戻す際には、元本の二倍の一両とし、十五年から十九年の間に請け戻す場合には元本に一分を加えた三分にするものとする。もし年季明けする前に女子が他界したならば、元本の二分を返却して解決とする。

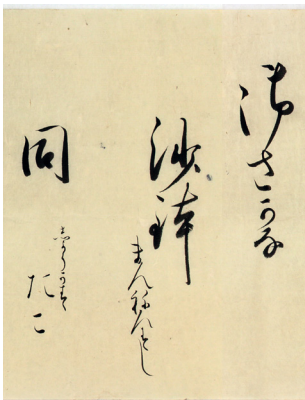
子供を借金の質物に置く行為は、人身売買や児童労働等を想起させ、当時は過酷で陰惨な時代であった。しかし、これにより弥右衛門は家を存続させることができ、財力のある近隣村の肝煎に女兒を託すことによつて女兒の生命を維持させることが可能となったのもまた事実である。歴史には多様な側面があり、やむにやまれず子供を質物に置く行為にも扶助の機能を見出すことが可能なのであるまいか。(渡邊 智裕)

鮓は多様な形態変容を遂げた食べ物である。そのうちの一つ「なれずし(熟れ鮓)」とは、塩蔵の魚介類に米飯などを加え、発酵させた鮓である。「握り鮓」が江戸後期に誕生した鮓であるのに対し、なれずしは古代より作られてきた。現在も「近江の鮓鮓」をはじめ、各地に多様ななれずしが伝わっており、奥会津ではなれずしの一種「いずし」が作られている。本稿において史料からなれずしの実例を示したい。

献立に見える発酵食 「なれずし」の事例

当館収蔵の江戸・明治期の献立は、婚礼などの場に出された行事食を知る手掛かりであり、多くの鮓を見ることができ。例えば、福島県北では「鮓のすし」「鮓丸すし」「鮓すし」、福島県南では「やまべすし」、奥会津では「ますのすし」などが挙げられる。これにより、どの魚介類を鮓にしたのかが分かる一方、どのような鮓なのかは不詳である。だが、なれずしとみられる事例も散見される。会津郡大新田村(現南会津町)酒井家の「(献立)」「(酒井一家文書三六七)では、膳に添える引物に「にしんすし」とある。鮓は塩蔵または身欠き鮓であろう。今も会津地方に鮓のなれずしが伝わっている

点などを鑑みるに、なれずしを指している可能性が極めて高い。さらに、旧石川郡中野目村(現矢吹町)円谷家の「(祝儀献立)」「(円谷善人家文書五九六)には貴重な記述がある。膳料理後の中酒に続く肴として、沙鉢(砂鉢)に「まんねんすし」とあり、「万年鮓」を出したと明示されている。万年鮓とは、現在長野県木曾郡王滝村にのみ伝わりとされる料理・貯蔵法である(長野県選択無形民俗文化財)。かつては新潟県などでも作られており、塩蔵した魚を塩抜きした後、桶底に詰めた米飯の上に魚を並べ、さらに上から米飯を敷き、重石によつて桶を密閉し、二ヶ月以上置いたとされる。鮓・鮓・鮓・鮓・甘鯛・鮓などが用いられ、数年漬け置く場合もあり、長くもつ鮓として万年を冠した。円谷家の事例は明確ななれずしの事例、かつ万年鮓が福島県域に伝わっていたことを示す好個な例である。奥会津以外にもなれずしが根付いていたのである。(小野 孝太郎)



〔祝儀献立〕(部分、円谷善人家文書 596)

塙村周辺を通行する 佐竹耆岐守家臣たち

掲載史料は秋田藩佐竹家家臣の近藤良之進が作成した先触の写しで、白川郡塙村(現塙町)の名主を勤めた秦家に残る。佐竹耆岐守家臣の大田原租助や岡野鑑蔵を始めとする計五十五名が六月に江戸から秋田へ向かうため、確実に通行させてほしいとの内容が書かれている。

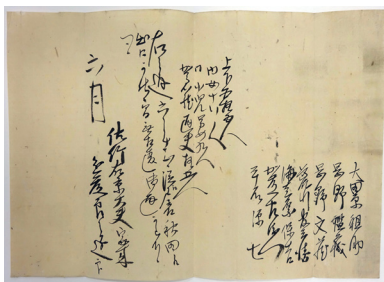
ここで登場する佐竹耆岐守家(秋田新田藩/岩崎藩)とは秋田藩佐竹家の分家大名家で、領地を持たず江戸に定住する定府大名家であった。

本史料に年付はないが、耆岐守家を取り巻く状況や史料文言を鑑みるに、慶応四年(一八六八)と比定できる。慶応三年十二月九日の王政復古クーデタにより幕府が廃止されたことで当家は江戸定住の必要がなくなり、翌四年に当主佐竹義謙やその家族、家臣らは江戸から本家領地の秋田へ移住することとなった。かかる動向の中で大田原ら一行も秋田へ引越しており、したがって本先触はその際に作成されたと推定されるのである。なお、江戸定住の彼らにとって秋田の地に足を踏み入れるのは初めてで、「故郷を出て他の土地へ赴く」との意味を有する用語「出郷」がこのことを如実に表している。

さて、一行が塙村周辺を通行予定としている点は注目に値する。定府だったため秋田への下向経路を持ちえない耆岐守家は、本来ならば本家の秋田藩佐竹家に倣った道順(江戸(奥州街道)羽州街道(秋田))を採る可能性が高い。その場合、この経路上に位置しない当該地域は原則的に通行しないはずである。しかし慶応四年閏四月二十日以降奥州街道の宿場白河の周辺で戦争が続いており、戦火を避ける目的で塙・棚倉地域を通行するルートを採用したのではなかるうか。すなわち、江戸から水戸へ北上した後に棚倉街道を利用するという道筋である。棚倉街道は中畑新田宿(現矢吹町)で奥州街道と合流するため、それ以北は本家と同様の道順を経たと推測される。

戊辰戦争時に人々が福島県域を通行する際、戦況を勘案し臨機応変に経路を選択していた様子が垣間見える一例である。

(片村峰雪)



【先触】(秋田江出郷二付無相違御通可被下)(秦太一郎家文書 576)

近代に引き継がれた 報徳仕法

明治十年(一八七七)二月、旧中村藩士の富田高慶らから福島県に対して、「興復社設立願書」が提出された。富田が二宮尊徳の女婿であることから分かる通り、同社は旧中村藩領で実施された報徳仕法と深く関わる団体である。

旧中村藩と報徳仕法の関係は天保十年(一八三九)に富田が尊徳へ入門した頃にさかのぼり、以後、多くの藩士が尊徳に学んだ。同十四年には、中村藩が尊徳に仕法を依頼することが幕府より許可され、藩の政策として実施される。その後、戊辰戦争により一時中断するものの、廃藩置県後も磐前県の事業として引き継がれた。

しかし、明治九年八月の三県合併により新たに福島県が誕生すると、県の事業として継続することは認められず、富田らは民間の立場で報徳仕法の継承を試みる。そのため母体が興復社であった。

活動資金には旧中村藩から旧磐前県へと引き継がれた報徳米金や旧藩主からの献金などが充てられ、富田自らが社長を、尊徳の孫の尊親が副社長に就任した。「衰ヲ挙ケ廃ヲ興シ、貧ヲ富ニ復シ、禍ヲ福ニ復シ、

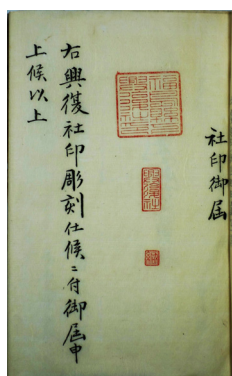
危キヲ安キニ復スル」ことから、「興復社」と命名したという(「興復社規則」)。

活動の中心は旧中村藩時代から続く開墾と資金の貸付であるが、大きく異なるのは対象範囲である。「目今着手ノ郡村ハ、県下岩代国安積・信夫・岩瀬及ヒ磐城国白川・田村・石川・菊多・磐前・磐城・檜葉・標葉・行方・宇多十三郡」と旧藩領内に留まらず、「資本ノ増益ニ随ヒ、漸次他ノ郡邑へ推及スヘシ」とも述べられている(同前)。

さらに明治三十年には、北海道への移住希望者二十戸を募集するなど、その射程は県域すら越えていく。興復社の活動の根底には、本来は県が実施すべき事業を自分たちで行なうのだ、という高い志と強い使命感を見ることができよう。

明治時代に福島県で行なわれた開拓事業といえば、国や県の主導で進められた安積開拓がとくに有名だが、民間の立場で公益の実現に取り組んだ興復社の存在にも注目をしたい。

(山田 英明)

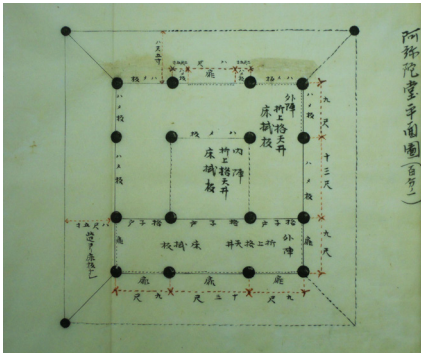


社印御届(明治・大正期)の福島県庁文書 2707)

『古社寺建築物調』
に見える白水阿弥陀堂

明治三十一年(一八九八)十二月二十日、内務省社寺局が担当し、内務大臣侯爵西郷従道の名前で訓令第一一〇四号が福島県に対して発出された。この訓令は、明治政府が名勝旧蹟や社寺堂宇の建築物に関する調査報告を各府県へ求めたものである。また、これは明治政府が前年に公布した古社寺保存法と密接に関連している。建築物の調査対象と調査内容は、概ね以下の通りである。

管内所在の特別な由緒ある社寺堂宇の建築物で、三百年以上前に建造されたと認定できる物を選び、別記様式(普通名称、所在地名、創立沿革、寸尺、構造形状)に従って調査し、平面図を添えて、明治三十二年五月三十一日までに国へ報告すること。



明治32年の白水阿弥陀堂平面図
(『古社寺建築物調其他』、福島県神社庁文書145)

と。なお、明治二十八年四月五日の内務省訓令第三号に基づき報告済みの案件については、省略できる。この訓令を受けて、福島県では明治三十二年の『古社寺建築物調』が作成されたのである。この公文書には八十余の建造物の平面図が収載され、現在その多くが国や福島県等の重要文化財に指定されている。

国宝の白水阿弥陀堂は、「願成寺境外佛堂」と立項され、普通名称を白水阿弥陀堂、所在地名は福島縣石城郡内郷村大字白水字廣畑となつてゐる。創立沿革を略述し、寸尺は、桁行三間／三十一尺、梁間三間／三十一尺、軒高十五尺、棟高三十六尺。構造形状は、単層・方形造・萱葺、備考では破損状況を記している。

平面図の縮尺は百分の一で、下が正面である。黒丸は柱、実線は現存部分、点線は亡失のため推測部分を表している。内陣・外陣ともに折上格天井と床拭板で、他に格子戸、扉、ハメ板、各法量の記載がある。

白水阿弥陀堂は古社寺保存法によつて明治三十五年七月三十一日に特別保護建造物に指定されたが、翌年一月八日の防風のため倒潰してしまつた。この平面図は、大規模な修復・復元工事が施される前の白水阿弥陀堂を正確に記録したものであり、建築史研究の上で大変貴重な史料と言えるのである。(渡邊智裕)

令和六年度行事予定

(令和六年四月～令和六年九月)

一、展示公開(収蔵資料展)

水郡線応援「東白川郡の古文書―埴町常豊・高城地区編―」

水郡線全線開通九十周年を迎えるにあたり、水郡線活性化を応援するため、水郡線沿線地域(東白川郡)ゆかりの古文書を取り上げます。また、多賀城創建一三〇〇年にちなみ、古文書などを通して多賀城の歴史を振り返ります。

【会期】開催中(七月十五日(月・祝)～阿武隈川サミット発足三十周年を記念して、阿武隈川およびその流域に関する史料を取り上げます。また、新紙幣発行にあわせ、新一万円札に描かれた渋沢栄一と福島の関りについて紹介します。

【会期】八月三日(土)～十一月二十四日(日)

二、地域史研究講習会

地域の歴史資料の保存と活用について関心を高める機会として、湯浅治久専修大学文学部教授による「寄進と売買からみた中世の社会」と題したご講演のほか、当館学芸員二名により東白川郡南郷地域の歴史に関する報告を行います。

【日時】七月十四日(日) 午前十時

三十分～午後三時四十五分まで。

【会場】とうほう・みんなの文化センター(福島県文化センター)二階会議室

【定員】百名(要事前申込)。

三、古文書講座

初級者を対象に、当館が収蔵する江戸時代の村の暮らしに関する古文書をテキストとして、古文書の勉強法や解読に役立つ基礎的知識、ユツなどを分かりやすく説明します。

【日時】八月二十日(火)、八月二十七日(火)、九月三日(火)、九月十七日(火)、各回とも午前十時～十二時まで。

【会場】福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ大活動室

【定員】百名(要事前申込)。

四、資料閲覧について

電話で予約された方の資料閲覧を最優先とします。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

福島県史料情報

第69号 令和6年6月25日

編集・発行

公益財団法人 福島県文化振興財団

福島県歴史資料館

〒960-8116 福島市春日町5-54

TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195

URL <https://www.fcp.or.jp/history/>

E-mail history@fcp.or.jp